

農地の売買、貸借等の許可（農地法第3条）のポイントと申請から許可までの流れ

農地の売買、贈与、貸借などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となりますのでご注意ください。

農地法第3条の許可基準

下限面積（別段面積）の廃止について

農地法第3条許可の下限面積要件（農地法第3条第2項第5号）については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、削除されることとなり、改正法施行日（令和5年4月1日）以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積（下限面積）の要件は廃止されました。

下限面積要件は廃止されましたが、次の要件をすべて満たす必要があります。

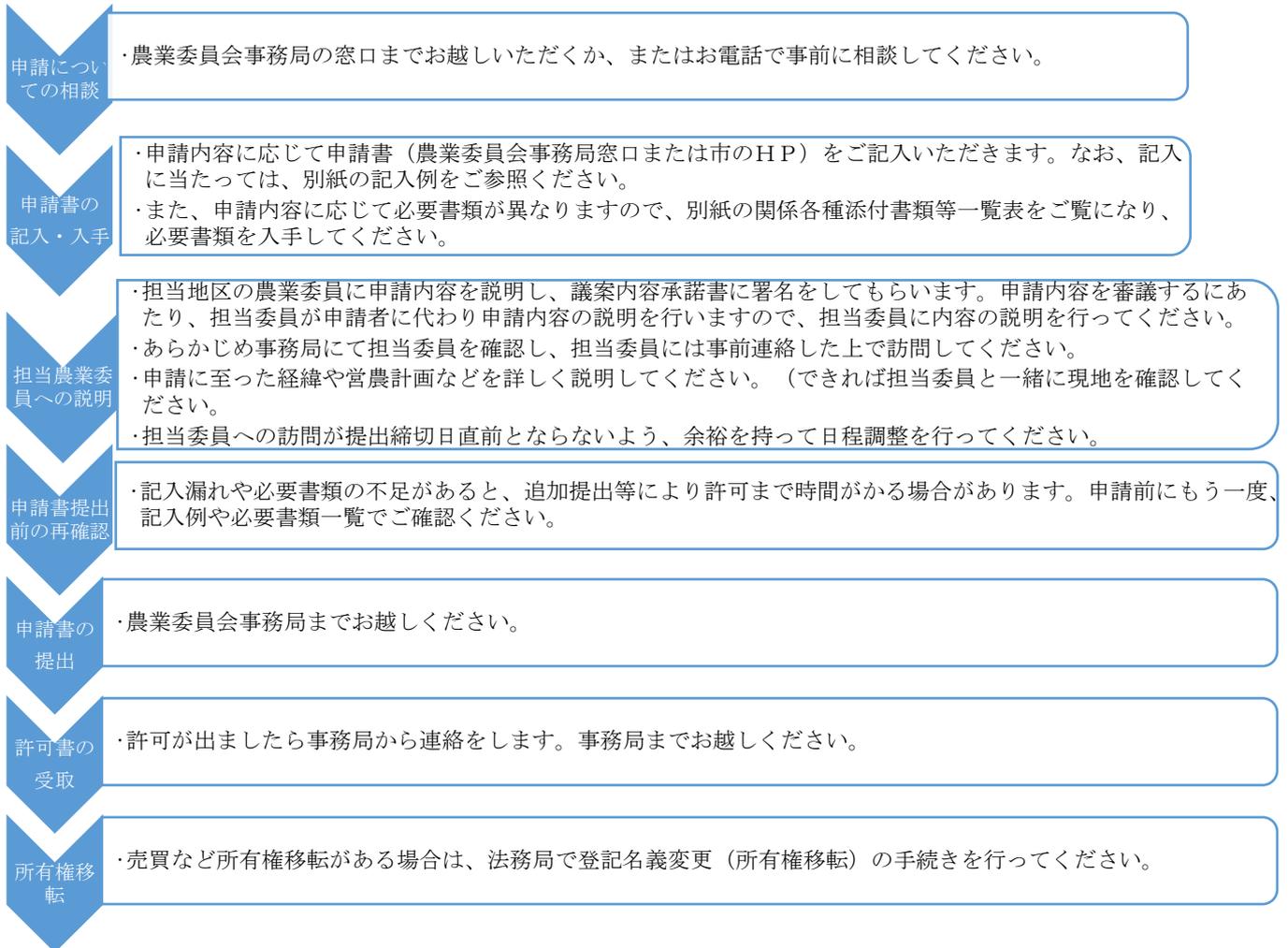
- ・申請地を含め、所有しているまたは借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ・法人が権利を取得しようとする場合は農地所有適格法人であること
- ・必要な農作業に常時従事すること
- ・周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと

## 農地法第3条許可申請の流れ

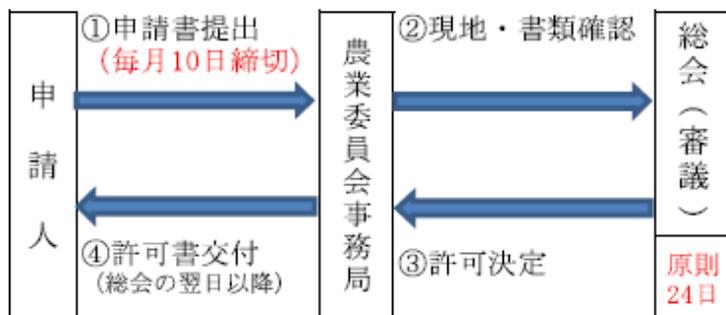
中央市農業委員会では、農業委員会定例会総会への議案提出締切日（毎月10日、土日祝の場合は前開庁日）と定めています。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### ●申請者の流れ



### ◎農地法第3条許可申請書の許可までの流れ



※締切日が土曜日や祝祭日の場合、前日が締切日となります。また、締切日が日曜日の場合は前々日となります。総会開催日についても同様です。